

一覧表

番号	1	2
「該当条項1」の上段	① 高度省エネルギー増進設備等の特別償却	中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	令3旧措置法42の5①一～三、68の10①（令3旧措置法42の5①の号番号）	措置法42の6①一～四、令2改正前措置法68の11①（令2改正前措置法42の6①の号番号）、令3旧措置法42の6①一～四、68の11①（令3旧措置法42の6①の号番号）
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (2)及び(3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの (2) 一定の工具…1台若しくは1基の取得価額が120万円以上のもの又はその取得価額の合計額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限り、） (3) 一定のソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの又はその取得価額の合計額が70万円以上のもの（法人税法施行令第133条又は第133条の2の規定の適用を受けるものを除きます。）
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	(1) (2)以外の場合…「8」の金額 (2) 減価償却資産が措置法第42条の6第1項第4号に掲げる船舶である場合…「8」の金額に100分の75を乗じて計算した金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ 「20」	「30」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦ (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の特定事業者等の指定又は連携省エネルギー計画等の認定を受けた場合…次の法人の区分に応じそれぞれ次の年月日を記載し、()内に次の区分を記載します。 イ 特定事業者又は特定連鎖化事業者（特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者を含みます。）…エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第1項又は第18条第1項に規定する指定を受けた年月日、指定 ロ 認定管理統括事業者又は管理関係事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含みます。）…エネルギーの使用の合理化等に関する法律第29条第1項に規定する認定を受けた年月日、認定 ハ エネルギーの使用の合理化等に関する法律第46条第1項の認定を受けた同項の工場等を設置している者又は同法第117条第1項の認	

番号		1	2
		<p>定を受けた同項の荷主…エネルギーの使用の合理化等に関する法律第46条第1項又は第117条第1項に規定する認定を受けた年月日、認定</p> <p>(2) 経済産業局長の確認等を受けた場合 令和3年改正前の措置法規則第20条の2第1項に規定する経済産業局長の確認書の確認年月日又は同条第2項若しくは第3項に規定する経済産業大臣若しくは経済産業局長の認定書若しくはその写しの認定年月日を記載し、()内に確認又は認定と記載します。</p>	
「その他参考となる事項17」	⑧	<p>(1) 補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、「補助金等受領有」又は「補助金等受領無」と記載します。「補助金等受領有」の場合には、その高度省エネルギー増進設備等について、この制度の適用はありません。</p> <p>(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の特定事業者等の指定又は連携省エネルギー計画等の認定を受けた場合には、次の法人の区分に応じ、それぞれ次の事項を記載します。</p> <p>イ ⑦の(1)イの法人…「特定事業者」又は「特定連鎖化事業者」の区分</p> <p>ロ ⑦の(1)ロの法人…「認定管理統括事業者」又は「管理関係事業者」の区分</p> <p>ハ ⑦の(1)ハの法人…「連携省エネルギー計画認定事業者」又は「荷主連携省エネルギー計画認定事業者」の区分</p>	<p>その減価償却資産が措置法第42条の6第1項第2号に掲げるソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものである場合について、その評価及び認証の有無を記載します。</p>

番号	3	4
「該当条項1」の上段	① 国家戦略特別区域における機械等の特別償却	国際戦略総合特別区域における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法42の10①、令2改正前措置法68の14①	措置法42の11①、令2改正前措置法68の14の2①
「取得価額又は支出金額8」	② 次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のもの (2) 開発研究用資産(器具及び備品のうち、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるもので、耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるものをいいます。)…1台又は1基の取得価額が1,000万円以上のもの (3) 建物及びその附属設備並びに構築物…一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上のもの	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のもの (2) 開発研究用資産(器具及び備品のうち、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるもので、耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるものをいいます。)…1台又は1基の取得価額が1,000万円以上のもの (3) 建物及びその附属設備並びに構築物…一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項に規定する国家戦略特別区域担当大臣の確認に係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除きます。)イ 機械及び装置又は開発研究用資産…「45」ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「23」 (2) (1)以外の特定機械装置等イ 機械及び装置又は開発研究用資産…「50」ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」	(1) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた総合特別区域法第26条第1項の規定による指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除きます。)イ 機械及び装置又は開発研究用資産…「34」ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「17」 (2) (1)以外の特定機械装置等イ 機械及び装置又は開発研究用資産…「40」ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤ 取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥ 国家戦略特別区域の名称	国際戦略特別区域の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画の内閣総理大臣による認定年月日を記載し、()内に認定と記載します。 (2) 平成31年3月31日以前に受けた国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項に規定する国家戦略特別区域担当大臣の確認がある場合に、その確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日を記載し、()内に計画記載と記載します。	(1) 総合特別区域法第26条第1項に規定する認定地方公共団体による指定年月日を記載し、()内に指定と記載します。 (2) 平成31年3月31日以前に受けた総合特別区域法第26条第1項の規定による指定がある場合に、その指定に係る指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日を記載し、()内に計画記載と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号	5	6
「該当条項1」の上段	① 地域経済牽引事業の促進区域内における特定事業用機械等の特別償却	地方活力向上地域等における特定建物等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法42の11の2①、令2改正前措置法68の14の3①	措置法42の11の3①、令2改正前措置法68の15①、令4旧措置法42の11の3①、令4旧令2改正前措置法68の15①
「取得価額又は支出金額8」	② 一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものであるという取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。	一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が次の金額以上のものであるという取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (1) 当該法人が中小企業者(適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。)又は中小連結法人(適用除外事業者に該当するものを除きます。)である場合…1,000万円 (2) (1)以外の場合 イ 令和4年4月1日以後に取得又は建設をする特定建物等…2,500万円 ロ 令和4年4月1日以前に取得又は建設をした特定建物等…2,000万円 取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ (1) (2)以外の場合…「8」の金額 (2) 適用を受ける一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合…「14」のうちに占める個々の特定事業用機械等の「8」の金額の割合を80億円に乗じて計算した金額	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた法人が承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限り、)の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品…「50」 (2) 機械及び装置並びに器具及び備品((1)に該当するものを除きます。)…「40」 (3) 建物及びその附属設備並びに構築物…「20」	(1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合…「25」 (2) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画である場合…「15」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤ 次の場合に、その合計額を記載します。 (1) 取得価額の合計額により要件を満たす場合 (2) 取得価額の合計額が上限額(80億円)を超える場合	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥ 地域経済牽引事業の促進区域の名称	地方活力向上地域等の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 承認地域経済牽引事業計画について、都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた年月日を記載し、()内に承認と記載します。 (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する承認地域経済牽引事業について、主務大臣の確認を受けた年月日を記載し、()内に確認と記載します。	(1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定都道府県知事による認定年月日を記載し、()内に認定と記載します。 なお、特定建物が次の期間に取得又は建設をされたものでない場合には、この制度の適用はありません。 イ 令和2年3月31日以後に認定を受けた場合…認定を受けた日の翌日から同日以後3年を経過する日まで ロ 令和2年3月31日以前に認定を受けた場合…

番号		5	6
			<p>認定を受けた日の翌日から同日以後2年を経過する日まで</p> <p>(2) 次の日までに認定を取り消されたときは、認定を取り消された年月日を記載し、() 内に取消しと記載します。</p> <p>イ 令和2年3月31日以後に認定を受けた場合…認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日</p> <p>ロ 令和2年3月31日前に認定を受けた場合…認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日</p>
「その他参考となる事項17」	⑧	その減価償却資産の属する一の特定地域経済牽引事業施設等について、新設又は増設の区分を記載します。	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には「移転型計画」と、拡充型計画である場合には「拡充型計画」と記載します。

番号	7	8
「該当条項1」の上段	① 中小企業者等又は中小連結法人が取得した特定経営力向上設備等の特別償却	認定特定高度情報通信技術活用設備の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法42の12の4①、令2改正前措置法68の15の5①	措置法42の12の6①、令2改正前措置法68の15の6の2①
「取得価額又は支出金額8」	② 次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額要件を満たすものである必要があります。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの (2) 工具、器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの (3) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの (4) ソフトウェア…一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ 即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。	「30」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 生産性向上設備、収益力強化設備、デジタル化設備又は経営資源集約化設備の区分	
「認定等年月日16」	⑦ (1) 経営力向上計画について主務大臣の認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 なお、経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しの添付が必要となります。 (2) 中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号に規定する設備(収益力強化設備)、同項第3号に規定する設備(デジタル化設備)又は同項第4号に規定する設備(経営資源集約化設備)に該当することについて、その投資計画につき、同項第2号から第4号までの規定による経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けた年月日を記載し、()内に確認と記載します。 なお、この確認を受けた投資計画に記載されていない設備については、同項第2号から第4号までに規定する経営力向上設備等に該当しません。	(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項の認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 (2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第34条第1項第5号に定める主務大臣の同法第28条の確認を受けた年月日を記載します。 なお、同条の確認を受けたことを証する書類の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧ (1) 中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第1号の設備(生産性向上設備)に該当することについて、工業会等が発行する証明書を経営力向上計画の申請書に添付することとされています。 この証明書は、工業会等が任意に発行しているものですが、本制度の適用を受けられる設備かどうかの参考となりますので、本欄に証明書の発行を受けた旨を記載するとともに、経営力向上計画の写しと併せてその写しを添付してください。	

番号	7	8
	<p>(2) ⑦の(2)の確認の際に交付された確認書の番号を記載します。(例：確認番号〇〇) なお、この確認書の交付を受けた場合には、その写しを添付してください。</p> <p>(3) 平成31年4月1日以後に受ける認定又は認定の変更のうち、同日以後に申請がされる経営力向上計画に記載された発電設備等で、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項各号に規定する主として電気の販売を行うために取得等をする発電設備等に該当するかについて、経営力向上計画に記載された実施時期のうちその発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、その発電設備等により発電されることが見込まれる電気量のうち販売を行うことが見込まれる電気量の割合が50%を超える場合には「販売50%超の発電設備等」と、50%以下の場合には「販売50%以下の発電設備等」と記載します。 なお、「販売50%超の発電設備等」の場合には、この制度の適用はありません。</p> <p>(4) その減価償却資産が措置法令第27条の12の4第1項に規定するソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものである場合について、その評価及び認証の有無を記載します。</p>	

番号	9	10
「該当条項1」の上段	① 情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の特別償却	特定船舶の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法42の12の7①～③、令2改正前措置法68の15の7①～③	措置法43①一～三、令2改正前措置法68の16①一～三
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ (1) (2)及び(3)以外の場合…「8」の金額 (2) 措置法第42条の12の7第1項若しくは第2項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合において対象資産合計額(措置法第42条の12の7第1項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項に規定する対象資産合計額をいいます。)が300億円を超えるとき…「資産の取得価額等の合計額14」のうちに占める個々の情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の「8」の金額の割合を300億円に乗じて計算した金額 (3) 措置法第42条の12の7第3項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第3項の規定の適用を受ける場合において認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得等をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超えるとき…「14」のうちに占める個々の生産工程効率化等設備等の「8」の金額の割合を500億円に乗じて計算した金額	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産…「30」 (2) 生産工程効率化等設備等…「50」	(1) 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶 イ 日本船舶に該当するもの…「20」 ロ イ以外のもの…「18」 (2) 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶 イ 日本船舶に該当するもの…「17」 ロ イ以外のもの…「15」 (3) 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶 イ 環境への負荷の低減に資する一定のもの…「18」 ロ イ以外のもの…「16」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤ 取得価額の合計額が上限額(300億円又は500億円)を超える場合に、その合計額を記載します。	
「区域の名称等15」	⑥ 情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の区分	
「認定等年月日16」	⑦ (1) 認定事業適応計画について主務大臣の認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 なお、この制度の適用を受ける情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等が記載された措置法規則第20条の10の3第3項第1号又は令和2年改正前措置法規則第22条の33の2第2項第1号に規定する認定申請書等(以下9において「認定申請書等」といいます。)の写し及びその認定申請書等に係る措	

番号	9	10
	<p>置法規則第20条の10の3第3項第1号又は令和2年改正前措置法規則第22条の33の2第2項第1号に規定する認定書等の写しの添付が必要となります。</p> <p>(2) 措置法第42条の12の7第1項若しくは第2項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合における産業競争力強化法第21条の28第2項の規定による主務大臣の確認を受けた年月日を記載し、() 内に確認と記載します。</p> <p>なお、認定申請書に係る認定事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法第21条の13第2項第2号に規定する情報技術事業適応に係る産業競争力強化法施行規則第11条の19第3項の確認書の写しの添付が必要となります。</p>	
「その他参考となる事項17」	<p>⑧ (1) 措置法第42条の12の7第1項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項の規定の適用を受ける場合において、特定ソフトウェアの新設若しくは増設又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）の支出のいずれかを行った場合には「特定ソフトウェアの新増設又はソフトウェアの利用に係る費用の支出有」と、いずれも行っていない場合には「特定ソフトウェアの新増設又はソフトウェアの利用に係る費用の支出無」と記載します。</p> <p>なお、「特定ソフトウェアの新増設又はソフトウェアの利用に係る費用の支出無」の場合には、措置法第42条の12の7第1項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項の規定の適用はありません。</p> <p>(2) 措置法第42条の12の7第1項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項の規定の適用を受ける場合において、これらの規定の適用を受ける資産が、主として措置法第42条の12の7第1項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限ります。）に該当する場合には「産業試験研究用該当」と、該当しない場合には「産業試験研究用非該当」と記載します。</p> <p>なお、「産業試験研究用該当」の場合には、その該当する資産について措置法第42条の12の7第1項又は令和2年改正前措置法第68条の15の7第1項の規定の適用はありません。</p>	

番号	11	12
「該当条項1」の上段	① 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	被災代替資産等の特別償却（措置法）
「該当条項1」の中段・下段	措置法43の2①、令2改正前措置法68の17①	措置法43の3①一・二、令2改正前措置法68の18①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	(1) (2)以外の被災代替資産等…「8」の金額 (2) 被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。以下12において同じです。）のうちその床面積が特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超えるもの…「8」のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 港湾隣接地域のうち緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域内において取得等をした技術基準適合施設…「22」 (2) (1)以外の技術基準適合施設…「18」	(1) 特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間の取得等 イ 中小企業者等（中小企業者（適用除外事業者（一定の通算法人である法人を含みます。）に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等をいいます。以下12において同じです。）又は中小連結法人等（中小連結法人（適用除外事業者）に該当するものを除きます。）又は連結親法人である農業協同組合等をいいます。以下12において同じです。） (イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「18」 (ロ) 機械及び装置…「36」 ロ イ以外の法人 (イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「15」 (ロ) 機械及び装置…「30」 なお、上記イの「一定の通算法人である法人」とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者）に該当する場合における当該通算法人である法人をいいます。 (2) 特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後の取得等 イ 中小企業者等又は中小連結法人等 (イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」 (ロ) 機械及び装置…「24」 ロ イ以外の法人 (イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」 (ロ) 機械及び装置…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 港湾隣接地域の名称	特定非常災害の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 港湾法第56条の5第3項の規定による港湾管理者からの求めに対し同項の規定による報告（同法第56条の2の2第1項に規定する技術基準の	特定非常災害の発生日を記載し、()内に発災と記載します。

番号	11	12
	<p>うち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限りま す。)を行った年月日を記載し、()内に報告と 記載します。</p> <p>平成30年4月1日から令和2年3月31日ま での間にこの報告を行っていない法人につい ては、この制度の適用はありません。</p> <p>(2) 措置法規則第20条の11又は令和2年改正前措 置法規則第22条の35の規定による証明がされた 年月日を記載し、()内に証明と記載します。</p>	
<p>「その他参 考となる事 項17」</p>	<p>⑧ 特定技術基準対象施設について、港湾法第56条の 2の21第1項の規定による勧告を受けている場合 には「勧告有」と、受けていない場合には「勧告無」 と記載します。</p> <p>なお、「勧告有」の場合には、この制度の適用は ありません。</p>	<p>(1) その被災代替資産等が、措置法令第28条の3各 号若しくは令和2年改正前措置法令第39条の50 の2各号に掲げる減価償却資産(以下12において 「被災代替資産」といいます。)又はそれ以外の 資産(以下12において「被災区域内供用資産」と いいます。)のいずれの種類に該当するかの区分 に応じ、「被災代替資産」又は「被災区域内供用 資産」と記載します。</p> <p>(2) その被災代替資産等が被災代替資産である場 合には、「特定非常災害に基因して事業の用に供 することができなくなった資産」及び「被災代替 資産」の用途を次によりそれぞれ記載します。</p> <p>(例：被災建物〇〇用、代替建物〇〇用)</p> <p>イ 建物…「事務所用」、「工場用」等 ロ 構築物…「鉄道業用」、「発電用」等 ハ 機械及び装置…耐用年数通達付表10の「設 備の種類」</p> <p>(3) その被災代替資産が建物である場合には、「特 定非常災害に基因して事業の用に供することが できなくなった資産」及び「被災代替資産」につ いて、建物全体の床面積をそれぞれ記載します。</p> <p>(例：被災建物〇平方メートル、代替建物〇平方 メートル)</p> <p>なお、被災代替資産である建物の床面積が特 定非常災害に基因して事業の用に供することが できなくなった資産である建物の床面積の1.5 倍を超える場合には、その取得価額のうちその 床面積の1.5倍に相当する部分の金額が対象と なる取得価額となりますので、「対象となる取得 価額又は支出金額9」には、その相当する部分の 金額を記載します。</p> <p>(4) その被災代替資産等が被災区域内供用資産で ある場合には、被災区域内供用資産を事業の用に 供した区域を記載します。</p> <p>(5) その被災代替資産等が構築物である場合には、 「特定非常災害に基因して事業の用に供するこ とができなくなった資産(被災構築物)」及び「被 災代替資産」の規模をそれぞれ記載します。</p> <p>(6) その被災代替資産が機械及び装置である場合 には、被災代替資産が特定非常災害に基因して事 業の用に供することができなくなった資産(被災 機械装置)に比して、著しく高額でないこと、著 しく性能が優れているものでないこと又は著し く仕様が異なるものでないことについて参考と なるべき事項を記載します。</p>

番号	13	14
「該当条項1」の上段	① 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	特定事業継続力強化設備等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法44①、令2改正前措置法68の19①	措置法44の2①、令2改正前措置法68の20①
「取得価額又は支出金額8」	② 機械及び装置にあつては、1台又は1基の取得価額が400万円以上のものであるという取得価額要件を満たすものである必要があります。 建物及びその附属設備にあつては、取得価額要件は、設けられていません。	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額要件を満たすものである必要があります。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの (2) 器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの (3) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 機械及び装置…「12」 (2) 建物及びその附属設備…「6」	(1) 令和5年3月31日までに取得等をする特定事業継続力強化設備等…「20」 (2) (1)以外の特定事業継続力強化設備等…「18」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区の名称	
「認定等年月日16」	⑦ (1) 関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の同意年月日を記載し、()内に同意と記載します。 (2) その研究所用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の達成に資することについての国土交通大臣の証明年月日を記載し、()内に証明と記載します。	事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項の認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧ (1) その施設の用途について、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等の研究開発の目的を記載します。 (2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設の取得等に必要な資金の額(その研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除きます。)を記載します。 なお、この金額が3億5,000万円に満たない場合には、この制度の適用はありません。 (3) その施設について、新設又は増設の区分に応じ、「新設」又は「増設」と記載します。	(1) ⑦の認定を受けた計画の区分に応じ、それぞれ「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」と記載します。 (2) 令和3年4月1日以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について、補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等の取得等をした場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、「補助金等受領有」又は「補助金等受領無」と記載します。 なお、「補助金等受領有」の場合には、その特定事業継続力強化設備等について、この制度の適用はありません。

番号	15	16
「該当条項1」の上段	① 共同利用施設の特別償却	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法44の3①、令2改正前措置法68の24①	措置法44の4①②、令2改正前措置法68の25①②
「取得価額又は支出金額8」	② 一の共同利用施設の取得価額が400万円以上のものという取得価額要件を満たすものである必要があります。	措置法第44条の4第1項に規定する環境負荷低減事業活動用資産にあつては、一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上のものという取得価額の合計額要件を満たすものである必要があります。 措置法第44条の4第2項に規定する基盤確立事業用資産にあつては、取得価額要件は設けられていません。
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ 「6」	(1) 建物及びその附属設備並びに構築物…「16」 (2) (1)以外のもの…「32」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦ 振興計画の認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。	措置法第44条の4第1項若しくは第2項又は令和2年改正前措置法第68条の25第1項若しくは第2項に規定する認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号	17	18
「該当条項1」の上段	① 特定地域における工業用機械等の特別償却	特定地域における産業振興機械等の割増償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法45①一～三・②、令2改正前措置法68の27①(令2改正前措置法45①の号番号)・②、令4旧措置法45①一～四、令4旧令2改正前措置法68の27①(令4旧令2改正前措置法45①の号番号)、令4改正法附則43②一・二・③、67②(令4改正法附則59②の号番号)・③、令3旧措置法45①一、68の27①(令3旧措置法45①一) なお、令和4年改正法(所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)をいいます。)附則第43条第2項若しくは第3項又は第67条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合には、中段の()内に「令4改正法附則」と記載し、「措置法・震災特例法」を消します。	措置法45③一～四、令2改正前措置法68の27③一～四、令3旧措置法45②四、68の27②四
「取得価額又は支出金額8」	② 次の事業の区分に応じ、次の取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (1)イ、(2)イ及び(3)から(5)までのうち取得価額の合計額により要件を満たすものは「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載し、(1)ロ及び(2)ロのうち取得価額の合計額により要件を満たすものは「その他参考となる事項17」にその合計額を記載します。(例：機械装置等の取得価額の合計額〇円) (1) 措置法第45条第1項の表(以下17において「表」といいます。)の第1号若しくは第2号の第3欄又は令和4年改正前の措置法第45条第1項の表(以下17において「令4旧表」といいます。)の第1号から第3号までの第2欄に掲げる事業…次のいずれかに該当するもの イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(表の第2号の第3欄又は令4旧表の第2号の第2欄に掲げる事業にあっては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの (2) 表の第3号の第3欄に掲げる事業…次のいずれかに該当するもの イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円を超えるもの ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるもの (3) 措置法第45条第2項に規定する事業…一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあっては、2,000万円)以上のもの イ 連結親法人又はその連結子法人以外の法人…次の法人の区分に応じ、次に定める金額 (イ) 資本金の額若しくは出資金の額(以下17において「資本金の額等」といいます。)が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(これらの法人が通算法	次の設備の区分に応じ、次の取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 措置法第45条第3項の表(以下18において「表」といいます。)の第1号、第3号又は第4号の下欄に掲げる設備…次の事業の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 製造業又は旅館業…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあっては、2,000万円)以上のもの (イ) 連結親法人又はその連結子法人以外の法人…次の法人の区分に応じ、次に定める金額 A 資本金の額若しくは出資金の額(以下18において「資本金の額等」といいます。)が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。)…500万円 B A又はCに掲げる法人以外の法人…1,000万円 C 資本金の額等が1億円を超える法人(他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。)…2,000万円 (ロ) 連結親法人又はその連結子法人…500万円(当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次の金額) A 資本金の額等が1,000万円を超え1億円以下である連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(Bに掲げる法人に該当するものを除きます。)若しくは資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である連結

番号	17	18
	<p>人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。) …500万円</p> <p>(ロ) (イ)又は(ハ)に掲げる法人以外の法人 …500万円(当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等に係るものである場合には、1,000万円)</p> <p>(ハ) 資本金の額等が1億円を超える法人(他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。) …2,000万円</p> <p>ロ 連結親法人又はその連結子法人…500万円(当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次の金額)</p> <p>(イ) 資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下である連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人((ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。)若しくは資本金等の額が1,000万円を超え5,000万円以下である連結子法人((ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。)…500万円(当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等に係るものである場合には、1,000万円)</p> <p>(ロ) 資本金の額等が5,000万円を超える連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が5,000万円を超える連結子法人…2,000万円</p> <p>(4) 令4旧表の第4号の第2欄に掲げる事業…一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</p> <p>(5) 令和3年改正前の措置法第45条第1項の表(以下17において「令3旧表」といいます。)の第1号の第2欄に掲げる事業…一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,000万円を超えるもの</p>	<p>子法人(Bに掲げる法人に該当するものを除きます。)…1,000万円</p> <p>B 資本金の額等が1億円を超える連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が1億円を超える連結子法人…2,000万円</p> <p>ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上のもの</p> <p>(2) 表の第2号の下欄に掲げる設備…次の事業の区分に応じそれぞれ次に定めるもの</p> <p>イ 製造業又は旅館業…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあっては、2,000万円)以上のもの</p> <p>(イ) 連結親法人又はその連結子法人以外の法人…次の法人の区分に応じ、次に定める金額</p> <p>A 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。)…500万円</p> <p>B A又はCに掲げる法人以外の法人…1,000万円</p> <p>C 資本金の額等が5,000万円を超える法人(他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。)…2,000万円</p> <p>(ロ) 連結親法人又はその連結子法人…500万円(当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次の金額)</p> <p>A 資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下である連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(Bに掲げる法人に該当するものを除きます。)若しくは資本金等の額が1,000万円を超え5,000万円以下である連結子法人(Bに掲げる法人に該当するものを除きます。)…1,000万円</p> <p>B 資本金の額等が5,000万円を超える連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が5,000万円を超える連結子法人…2,000万円</p> <p>ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上のもの</p> <p>(3) 令和3年改正前の措置法第45条第2項の表(以下18において「令3旧表」といいます。)の第4号の下欄に掲げる設備…一の設備を構成する減</p>

番号		17	18
			償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者又は中小連結法人（資本金の額等が5,000万円を超える連結親法人による連結完全支配関係にある中小連結法人を含みます。）の地域資源活用製造業の用に供される設備については、1,000万円）以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	<p>(1) 一の生産等設備を構成する工業用機械等（表又は令4旧表の第1号から第3号までの工業用機械等に限ります。）の取得価額の合計額が20億円を超える場合に、「14」のうちに占める個々の工業用機械等の「8」の金額の割合を20億円に乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) 一の生産等設備を構成する旅館業用建物等（措置法第45条第2項の旅館業用建物等に限ります。）の取得価額の合計額が10億円を超える場合に、「14」のうちに占める個々の旅館業用建物等の「8」の金額の割合を10億円に乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 一の生産等設備を構成する工業用機械等（令4旧表の第4号又は令3旧表の第1号の工業用機械等に限ります。）の取得価額の合計額が10億円を超える場合に、「14」のうちに占める個々の工業用機械等の「8」の金額の割合を10億円に乗じて計算した金額を記載します。</p>	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	<p>(1) 表の第1号の第2欄に掲げる区域（産業イノベーション促進地域の区域）又は令4旧表の第1号の第1欄に掲げる地区（産業高度化・事業革新促進地域）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置並びに器具及び備品…「34」 ロ 建物及びその附属設備…「20」</p> <p>(2) 表の第2号の第2欄に掲げる区域（国際物流拠点産業集積地域の区域）又は令4旧表の第2号の第1欄に掲げる地区（国際物流拠点産業集積地域）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置…「50」 ロ 建物及びその附属設備…「25」</p> <p>(3) 表の第3号の第2欄に掲げる区域（経済金融活性化特別地区の区域）又は令4旧表の第3号の第1欄に掲げる地区（経済金融活性化特別地区）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置並びに器具及び備品…「50」 ロ 建物及びその附属設備…「25」</p> <p>(4) 措置法第45条第2項に規定する地域又は令4旧表の第4号の第1欄に掲げる地域（沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島）内において一定の事業の用に供する建物及びその附属設備…「8」</p> <p>(5) 令3旧表の第1号の第1欄に掲げる地区（一定の過疎地域）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置…「10」 ロ 建物及びその附属設備…「6」</p>	<p>(1) (2)以外の産業振興機械等 イ 機械及び装置…「32」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「48」</p> <p>(2) 令3旧表の第4号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等 イ 機械及び装置…「24」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「36」</p>
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	<p>次の場合に、その合計額を記載します。</p> <p>(1) 取得価額の合計額により要件を満たす場合(②の(1)ロ及び(2)ロのものを除きます。)</p> <p>(2) 取得価額の合計額が上限額（20億円又は10億</p>	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。

番号		17	18
		円) を超える場合 ②の(1)ロ及び(2)ロのうち取得価額の合計額により要件を満たすものは「その他参考となる事項17」にその合計額を記載します。(例：機械装置等の取得価額の合計額○円)	
「区域の名称等15」	⑥	特定地域の名称	特定地域の名称
「認定等年月日16」	⑦	次の区域若しくは地区又は地域の区分に応じそれぞれ次の年月日及び区分を記載します(措置法第45条第2項又は令4旧表の第4号の第1欄の地域については記載を要しません。) (1) 表の第1号の第2欄に掲げる区域…沖縄振興特別措置法第35条の3第1項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第4項の認定を受けた年月日、認定 (2) 令4旧表の第1号の第1欄に掲げる地区…沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第7号)第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(以下17において「旧沖振法」といいます。)第35条第1項に規定する産業高度化・事業革新促進計画の同条第4項の規定による提出があった年月日、提出 (3) 表の第2号の第2欄に掲げる区域…沖縄振興特別措置法第42条の2第1項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第4項の認定を受けた年月日、認定 (4) 令4旧表の第2号の第1欄に掲げる地区…旧沖振法第41条第1項に規定する国際物流拠点産業集積計画の同条第5項の規定による提出があった年月日、提出 (5) 表の第3号の第2欄に掲げる区域…沖縄振興特別措置法第55条の4第1項に規定する経済金融活性化措置実施計画の同条第4項の認定を受けた年月日、認定 (6) 令4旧表の第3号の第1欄に掲げる地区…旧沖振法第55条の2第1項に規定する経済金融活性化計画の同条第5項の認定を受けた年月日、認定 (7) 令3旧表の第1号の第1欄に掲げる地域…令和3年3月31日における旧過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の公示の年月日、公示	表の第3号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等につきこの制度の適用を受ける場合に、離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣に指定された年月日を記載し、()内に指定と記載します。 その他の場合には、記載を要しません。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 対象事業の用に供する設備について、新設又は増設の区分に応じ、「新設」又は「増設」と記載します。 (2) ②の(1)ロ及び(2)ロのうち取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。(例：機械装置等の取得価額の合計額○円) (3) 措置法第45条第2項の規定の適用を受ける法人が中小規模法人(資本金の額等が5,000万円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当するもの又は他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を除きます。))をいいます。以下17において同じです。)に	(1) 措置法第45条第3項又は令和3年改正前の措置法第45条第2項の規定の適用を受ける法人が中小規模法人(資本金の額等が5,000万円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当するもの又は他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を除きます。))をいいます。以下18において同じです。)に該当する場合又は令和2年改正前措置法第68条の27第3項若しくは令和3年改正前の措置法第68条の27第2項の規定の適用を受ける法人が中小規模法人に該当する連結親法人若しくはその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(資本金の額等が5,000万円以下であるも

番号	17	18
	<p>該当する場合又は令和2年改正前措置法第68条の27第2項の規定の適用を受ける連結法人が中小規模法人に該当する連結親法人若しくはその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額等が5,000万円以下であるものに限り。）に該当する場合には「中小規模法人等」と、これらの法人に該当しない場合には「非中小規模法人等」と記載します。</p>	<p>のみに限ります。)に該当する場合には「中小規模法人等」と、これらの法人に該当しない場合には「非中小規模法人等」と記載します。</p> <p>(2) 取得等をした設備につき、新設又は増設に係るものである場合には「新増設」と、それ以外のものである場合には「新増設以外」と記載します。</p> <p>なお、「非中小規模法人等」に該当する法人の取得等をした設備が「新増設以外」に該当する場合には、この制度の適用はありません。</p>

番号	19	20
「該当条項1」の上段	① 医療用機器等の特別償却	障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法45の2①～③、令2改正前措置法68の29①～③	令4旧措置法46①、令4旧令2改正前措置法68の31①
「取得価額又は支出金額8」	② 次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額要件を満たすものである必要があります。 なお、措置法第45条の2第3項又は令和2年改正前措置法第68条の29第3項の規定の適用を受ける場合の建物及びその附属設備にあつては、取得価額要件は、設けられていません。 (1) 措置法第45条の2第1項又は令和2年改正前措置法第68条の29第1項の規定の適用を受ける場合の医療用の機械及び装置並びに器具及び備品…1台又は1基の取得価額が500万円以上のもの (2) 措置法第45条の2第2項又は令和2年改正前措置法第68条の29第2項の規定の適用を受ける場合の器具及び備品(医療用の機械及び装置を含みます。)並びにソフトウェア…器具及び備品にあつては1台又は1基、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 医療用機器…「12」 (2) 勤務時間短縮用設備等…「15」 (3) 構想適合病院用建物等…「8」	「12」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 構想適合病院用建物等にあつては、構想区域等の名称	
「認定等年月日16」	⑦ (1) 措置法第45条の2第2項又は令和2年改正前措置法第68条の29第2項の規定の適用を受ける場合に、医師等勤務時間短縮計画を作成するに当たって、相談機関から助言を受けた年月日を記載し、()内に助言と記載します。 なお、その医師等勤務時間短縮計画の写しを添付してください。 (2) 措置法第45条の2第3項又は令和2年改正前措置法第68条の29第3項の規定の適用を受ける場合に、構想区域等に係る医療法第30条の14第1項の協議の場における協議に基づく医療法第30条の13第1項に規定する病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて、その構想区域等に係る都道府県知事の確認を受けた年月日を記載し、()内に確認と記載します。 なお、その構想区域等に係る都道府県知事その旨を確認した書類を添付してください。	(1) 特定機械装置が障害者が労働に従事する事業所にあるものであることの法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた年月日を記載し、()内に機械証明と記載します。 (2) ⑧の(2)の「障害者等雇用証明書」の証明年月日を記載し、()内に雇用証明と記載します。 ただし、2以上の公共職業安定所の長の雇用証明がある場合には、そのうち主なもの一つについて記載します。
「その他参考となる事	⑧	(1) 下記(2)の「障害者等雇用証明書」の文書番号を記載します。

番号	19	20
項17」		<p>ただし、2以上の公共職業安定所の長の雇用証明がある場合には、そのうち主なもの一つについて記載します。</p> <p>(2) 令和4年改正前の措置法第46条第2項第2号に規定する障害者雇用割合又は同項第5号に規定する重度障害者雇用割合を記載します(例:障害者雇用割合○%、重度障害者雇用割合△%)。</p> <p>また、令和3年4月1日以後終了事業年度又は連結事業年度分の特別償却の付表(二十一)「障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却の償却限度額の計算に関する付表」の「障害者雇用割合の計算」の「13」から「26」までの各欄を用いるなど適宜の様式により「障害者雇用割合の計算に関する明細」を作成し、添付します。</p> <p>なお、当該明細は、法人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の発行した「障害者等雇用証明書」に記載されたそれぞれの人数に基づき、また、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、その合計人数に基づき作成します。</p>

番号	21	22
「該当条項1」の上段	① サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
「該当条項1」の中段・下段	平29旧措置法47①、68の34①	措置法46①、令2改正前措置法68の33①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ その建物又は建物附属設備のうち、サービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 耐用年数が35年以上であるもの…「14」 (2) 耐用年数が35年未満であるもの…「10」	(1) 機械及び装置…「40」 (2) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「45」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載し、()内に登録と記載します。	
「その他参考となる事項17」	⑧ この制度の適用を受けようとする減価償却資産について、次により記載しますが、その減価償却資産が建物附属設備である場合には、(1)以外の事項については記載を要しません。 (1) その賃貸住宅について、新築時の耐用年数を記載します。(例：耐用年数〇年) (2) その賃貸住宅について、共同住宅又は長屋の区分を記載します。 (3) その賃貸住宅の各独立部分の床面積について、床面積とその床面積の戸数を記載します(例：〇平方メートル〇戸、△平方メートル△戸)。 (4) 平成29年改正前の措置法令第29条の4第1項又は第39条の63第1項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。(例：要件該当〇戸)	認定事業再編計画に係る農業競争力強化支援法第18条第3項第2号の事業再編の実施期間を記載します。

番号	23	24
「該当条項1」の上段	① 輸出事業用資産の割増償却	企業主導型保育施設用資産の割増償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法46の2①、令2改正前措置法68の34①	令2旧措置法47①、68の34①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 機械及び装置…「30」 (2) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「35」	(1) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「15」 (2) 器具及び備品…「12」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	事業所内保育施設の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 輸出事業計画の認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 (2) 認定輸出事業計画について、認定の取消しがあった場合には、その認定の取消しがあった年月日を記載し、()内に取消しと記載します。 (3) この制度の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の輸出事業用資産に係る農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第8条第1項の証明がされた年月日を記載し、()内に証明と記載します。 なお、同項の証明書の写しの添付が必要となります。	
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 法人が事業所内保育施設の新設又は増設をする場合には「新増設」と、それ以外の場合には「新増設以外」と記載します。 なお、「新増設以外」の場合には、この制度の適用はありません。 (2) 新設又は増設をする事業所内保育施設とともに取得等をする幼児遊戯用構築物等の有無の区分に応じ、「幼児遊戯用構築物等有」又は「幼児遊戯用構築物等無」と記載します。 なお、「幼児遊戯用構築物等無」の場合には、この制度の適用はありません。 (3) 事業所内保育施設における保育事業の運営費につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の受領の事実の区分に応じ、「助成金受領有」又は「助成金受領無」と記載します。 なお、「助成金受領無」の場合には、この制度の適用はありません。 (4) 「助成金受領有」の場合には、併せて法人が助成金の交付を受ける期間を記載します。

番号	25	26
「該当条項1」の上段	① 特定都市再生建築物又は特定都市再生建築物等の割増償却	倉庫用建物等の割増償却
「該当条項1」の中段・下段	措置法47①、令2改正前措置法68の35①、平31旧措置法47の2①、68の35①、平29旧措置法47の2①、68の35①	措置法48①、令2改正前措置法68の36①、平28旧措置法48①、68の36①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ その建物又は建物附属設備のうち、特定都市再生建築物又は特定都市再生建築物等に該当する部分に対応する取得価額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 特定都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「50」 (2) 平成31年4月1日以後に取得等をした特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「25」 (3) 次に掲げるもの…「30」 イ 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をした特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの ロ 平成26年7月3日から平成29年3月31日までの間に取得等をした認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物のうち一定のもの (4) 平成27年7月19日から平成31年3月31日までの間に取得等をした下水道法に規定する浸水被害対策区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用を図るための雨水を貯留する構築物のうち一定のもの(平成29年4月1日以前に取得等をしたものにあつては、これと併せて設置される滅菌装置及びろ過装置を含みます。) …「10」	(1) 令和4年4月1日以後に取得等をしたもの…「8」 (2) 令和4年4月1日以前に取得等をしたもの…「10」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	物資の流通の拠点区域の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 措置法規則第20条の21第1項に規定する証明書の証明年月日を記載し、()内に国交証明と記載します。 (2) 平成29年改正前の措置法規則第20条の21第2項に規定する証明書の証明年月日を記載し、()内に経産証明と記載します。	倉庫用建物等について、国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含みます。)の証明年月日を記載し、()内に証明と記載します。 なお、この割増償却の適用を受ける最初の事業年度又は連結事業年度に、証明に係る書類の添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧ (1) 措置法令第29条の5第1項第1号に規定する事業区域(以下25において「事業区域」といいます。)内において整備される建築物の延べ面積(平方メートル)又は地上階数(階)を記載します(例:整備延面積○平方メートル、地上階数△階)。 (2) 事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積に	(1) 倉庫用建物等について、国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含みます。)の証明番号を記載します。 (2) 措置法令第29条の6第2項に規定する倉庫用建物等(貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外のものに限ります。)又は平成28年改正前の措置法令第29条の6第2項第1号若しくは第2号に規定する倉

番号	25	26
	<p>占める割合を記載します。(例：整備土地割合○%)</p> <p>(3) 所有権又は借地権の共有者の数を記載します。(例：所有権の共有者数○名、借地権の共有者数△名)</p> <p>(4) 措置法令第29条の5第1項第3号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額を記載します。</p> <p>(5) 平成27年改正前の措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項の規定の適用を受ける場合に、平成27年改正前の措置法令第29条の5第7項第1号に規定する雨水貯留浸透施設の所在地が特定都市河川流域に該当するときは「特定都市河川流域」と、その他の区域であるときは「その他」と記載するとともに、平成31年改正前の措置法令第29条の5第3項又は平成27年改正前の措置法令第29条の5第7項第1号の雨水を貯留する容量(立方メートル)を記載します(例：雨水貯留容量○立方メートル)。</p> <p>(6) 平成27年改正前の措置法令第29条の5第7項第2号に掲げる浸透性舗装の面積(平方メートル)を記載します(例：浸透性舗装○平方メートル)。</p> <p>(7) その他平成31年改正前の措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項の規定の適用を受ける場合において補助金等をもって建築し、又は設置したその補助金等の交付の目的に適合した構築物でないこと、平成27年改正前の措置法第47条の2第1項又は第68条の35第1項の規定の適用を受ける場合において雨水浸透阻害行為に係る対策工事により建築し、又は設置した構築物でないこと等その減価償却資産が対象資産であることについて参考となる事項を記載します。</p>	<p>庫用建物等の床面積を記載します。(例：床面積○平方メートル)</p> <p>(3) 措置法令第29条の6第2項に規定する倉庫用建物等(貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫に限ります。)又は平成28年改正前の措置法令第29条の6第2項第3号若しくは第4号に規定する倉庫用建物等の容積を記載します。(例：容積○立方メートル)</p> <p>(4) 措置法令第29条の6第2項又は平成28年改正前の措置法令第29条の6第2項各号に規定する設備、施設等の状況を記載します。</p> <p>(5) その減価償却資産が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その減価償却資産が対象資産であることについて参考となる事項を記載します。</p>

番号	27	28
「該当条項1」の上段	① 特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却	企業立地促進区域等における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	震災特例法17の2①、令2改正前震災特例法25の2①、令3改正法附則95②ーイ～へ、107②ーイ～ なお、令和3年改正法（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）をいいます。以下27において同じです。）附則第95条第2項又は第107条第2項の規定の適用を受ける場合には、中段の（ ）内に「令3改正法附則」と記載し、「措置法・震災特例法」を消します。	震災特例法17の2の2①一～三、令2改正前震災特例法25の2の2①一～三
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 機械及び装置 イ 特定機械装置等のうち機械及び装置又は令和3年改正法附則第95条第2項若しくは第107条第2項に規定する旧特定機械装置等（以下27において「旧特定機械装置等」といいます。）のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ロ若しくは第107条第2項第1号ロに掲げる機械及び装置に該当する場合…「50」 ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号イ又は第107条第2項第1号イに掲げる機械及び装置に該当する場合…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 ハ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ハ又は第107条第2項第1号ハに掲げる機械及び装置に該当する場合…「34」 (2) 建物及びその附属設備並びに構築物 イ 特定機械装置等のうち建物及びその附属設備並びに構築物又は旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ニ及びホ若しくは第107条第2項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」 ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ヘ又は第107条第2項第1号ヘに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」	(1) 機械及び装置…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 (2) 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域の名称	企業立地促進区域等の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 東日本大震災復興特別区域法（以下27において「復興特区法」といいます。）第37条第1項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた年月日又は復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下27において「復興庁設置	(1) 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の福島県知事の認定、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについての福島県知事の指定又は新産業創出等推進事業実施計画の福島県知事の認定を受けた年月日を記

番号	27	28
	<p>法等改正法」といいます。)による改正前の復興特区法(以下27において「旧復興特区法」といいます。)第37条第1項の規定により旧認定地方公共団体の指定を受けた年月日を記載し、()内に指定と記載します。</p> <p>(2) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項の実施状況報告書の復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関し認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体から交付された認定書の年月日を記載し、()内に認定と記載します。</p> <p>なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域において旧産業集積事業(旧復興特区法第2条第3項第2号イ(復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法(以下27において「旧福島復興特措法」といいます。)第74条の規定により読み替えて適用する場合があります。)に掲げる事業をいいます。以下27において同じです。)又は旧建築物整備事業(同号ロ(旧福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合があります。)に掲げる事業をいいます。以下27において同じです。)の用に供した旧特定機械装置等につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにこれらの事業の用に供することができなかつたと認められる資産として記載されている必要があります。</p>	<p>載し、()内に指定又は認定と記載します。</p> <p>(2) 提出企業立地促進計画、提出特定事業活動振興計画又は提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日を記載し、()内に提出と記載します。</p> <p>なお、復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号。以下28において「復興庁設置法等改正法」といいます。)附則第13条第1項の規定の適用がある場合には、復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第18条第4項の規定による同条第1項に規定する企業立地促進計画の提出のあった年月日を記載し、()内に提出と記載します。</p> <p>(3) 企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示(福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。)の全てが解除された年月日を記載し、()内に解除と記載します。</p>
「その他参考となる事項17」	<p>⑧ (1) 産業集積事業若しくは建築物整備事業又は旧産業集積事業若しくは旧建築物整備事業のいずれかを記載します。</p> <p>なお、建築物整備事業又は旧建築物整備事業である場合には、この制度の対象資産は建物及びその附属設備に限られます。</p> <p>(2) 認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。</p>	

番号	29	30
「該当条項1」の上段	① 避難解除区域等における機械等の特別償却	特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却
「該当条項1」の中段・下段	震災特例法17の2の3①、令2改正前震災特例法25の2の3①	震災特例法17の5①、令2改正前震災特例法25の5①、令3改正法附則100②一～三、112②一～三 なお、令和3年改正法附則第100条第2項又は第112条第2項の規定の適用を受ける場合には、中段の()内に「令3改正法附則」と記載し、「措置法・震災特例法」を消します。
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 機械及び装置…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 (2) 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」	(1) 中小企業者等(中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下30において同じです。)又は中小連結法人等(中小連結法人又は連結親法人である農業協同組合等をいいます。以下30において同じです。)が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは令和2年改正前震災特例法第25条の5第1項に規定する開発研究用資産又は令和3年改正法(所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)をいいます。以下30において同じです。)附則第100条第2項若しくは第112条第2項に規定する旧開発研究用資産(以下30において「旧開発研究用資産」といいます。)のうち令和3年改正法附則第100条第2項第2号若しくは第112条第2項第2号に掲げるもの…「50」 (2) 中小企業者等又は中小連結法人等以外の法人が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは令和2年改正前震災特例法第25条の5第1項に規定する開発研究用資産又は旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第3号若しくは第112条第2項第3号に掲げるもの…「34」 (3) 旧開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第1号又は第112条第2項第1号に掲げるもの…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 避難解除区域等の名称	特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域の名称
「認定等年月日16」	⑦ (1) 避難等指示(福島復興再生特別措置法(以下29において「福島復興特措法」といいます。)第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。以下29において同じです。)の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載し、()内に確認と記載します。 (2) 避難解除区域等に係る避難等指示が解除された年月日を記載し、()内に解除と記載します。	東日本大震災復興特別区域法(以下30において「復興特区法」といいます。)第39条第1項の規定により認定地方公共団体(復興推進計画につき認定(変更の認定を含みます。)を受けた地方公共団体をいいます。以下30において同じです。)の指定を受けた年月日又は復興庁設置法等改正法による改正前の復興特区法(以下30において「旧復興特区法」といいます。)第39条第1項の規定により旧認定地方公共団体(旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画につき認定(変更の認定を含みます。))

番号	29	30
	<p>(3) 特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった場合に、その年月日を記載し、()内に認定と記載します。</p> <p>(4) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった場合に、その年月日を記載し、()内に変更の認定と記載します。</p> <p>(5) 福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、その解除された年月日を記載し、()内に解除と記載します。</p>	<p>を受けた地方公共団体をいいます。以下30において同じです。)の指定を受けた年月日を記載し、()内に指定と記載します。</p> <p>なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにその用に供することができなかつたと認められる資産として記載されている必要があります。</p>
「その他参考となる事項17」	<p>⑧ 変更の認定により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については「新規該当区域」と、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「新規非該当区域」と、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「継続該当区域」と記載します。</p>	<p>(1) その開発研究用減価償却資産の用途について、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等の研究開発の目的を記載します。</p> <p>(2) 認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。</p>

番号	31	32
「該当条項1」の上段	① 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却	被災代替資産等の特別償却（震災特例法）
「該当条項1」の中段・下段	震災特例法18①、令2改正前震災特例法26①	震災特例法18の2①一～三、令2改正前震災特例法26の2①一～三
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ 「8」の金額を記載します。	(1) (2)以外の被災代替資産等…「8」の金額 (2) 被災代替資産である建物（その附属設備を含みます。以下32において同じです。）のうちその床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超えるもの…「8」のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ 即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。	(1) 中小企業者等（中小企業者又は農業協同組合等をいいます。）又は中小連結法人等（中小連結法人又は連結親法人である農業協同組合等をいいます。） イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」 ロ 機械及び装置又は船舶…「24」 (2) (1)以外の法人 イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」 ロ 機械及び装置又は船舶…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥ 新産業創出等推進事業促進区域の名称	
「認定等年月日16」	⑦ (1) 新産業創出等推進事業実施計画の福島県知事の認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 (2) 提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日を記載し、（ ）内に提出と記載します。	
「その他参考となる事項17」	⑧ その開発研究用減価償却資産の用途について、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等の研究開発の目的を記載します。	(1) その被災代替資産等が、震災特例法令第18条の2各号若しくは令和2年改正前震災特例法令第23条の2各号に掲げる減価償却資産（以下32において「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下32において「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、「被災代替資産」又は「被災区域内供用資産」と記載します。 (2) その被災代替資産等が被災代替資産である場合には、「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替資産」の用途を次によりそれぞれ記載します。 （例：被災建物〇〇用、代替建物〇〇用） イ 建物…「事務所用」、「工場用」等 ロ 構築物…「鉄道業用」、「発電用」等 ハ 機械及び装置…耐用年数通達付表10の「設備の種類」 ニ 船舶…「漁船」 (3) その被災代替資産が建物である場合には、「東

番号	31	32
		<p>日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替資産」について、建物全体の床面積をそれぞれ記載します。 (例：被災建物〇平方メートル、代替建物〇平方メートル)</p> <p>なお、被災代替資産である建物の床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額が対象となる取得価額となりますので、「対象となる取得価額又は支出金額9」には、その相当部分の金額を記載します。</p> <p>(4) その被災代替資産等が構築物である場合には、「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産(被災構築物)」及び「被災代替資産」の規模をそれぞれ記載します。</p>

番号	33	34
「該当条項1」の上段	① 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	新たに創設された特別償却又は割増償却の名称
「該当条項1」の中段・下段	令3旧震災特例法18の2①一・二、26の2①一・二	その特別償却又は割増償却の該当条項
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③ その建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。	
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④ (1) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等をしたもの イ 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年以上である場合…「28」 ロ 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年未満である場合…「20」 (2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの イ 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年以上である場合…「56」 ロ 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年未満である場合…「40」 (3) 平成29年3月31日以前に取得等をしたもの イ 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年以上である場合…「70」 ロ 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年未満である場合…「50」	その特別償却が即時償却制度である場合には、記載を要しません。
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	その特別償却又は割増償却の対象となった資産のうち取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥ 特定激甚災害地域の市町村名	
「認定等年月日16」	⑦	
「その他参考となる事項17」	⑧ この制度の適用を受けようとする減価償却資産について、次により記載しますが、その減価償却資産が建物附属設備である場合には、(1)以外の事項については記載を要しません。 (1) その賃貸住宅について、新築時の耐用年数を記載します。(例：耐用年数〇年) (2) その賃貸住宅について、共同住宅又は長屋の区分を記載します。 (3) その賃貸住宅について、耐火建築物又は準耐火建築物の区分を記載します。 (4) その賃貸住宅について、3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。(例：3.3平方メートル当たり〇円) (5) その賃貸住宅の各独立部分の床面積について、床面積とその床面積の戸数を記載します(例：〇平方メートル〇戸、△平方メートル△戸)。 (6) この制度の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものである場合には「生活用設備有」と、それ以外の場合には「生活用設備無」と記載します。	

番号	33	34
	<p>(7) この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、)により行われるものである場合には「被災者向け優先公募有」と、それ以外の場合には「被災者向け優先公募無」と記載します。</p> <p>(8) この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、)により行われるものである場合には「単身者向け優先公募有」と、それ以外の場合には「単身者向け優先公募無」と記載します。</p> <p>なお、各独立部分の床面積が全て50平方メートル以上である場合については、記載する必要はありません。</p> <p>(9) この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当する場合には「適正家賃要件該当」と、それ以外の場合には「適正家賃要件非該当」と記載します。</p> <p>(10) 令和3年改正前の震災特例法令第18条の2第2項の要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。(例：要件該当○戸)</p> <p>(11) この制度の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50平方メートル以上であるものの戸数を記載します。(例：うち50平方メートル以上○戸)</p>	